

ごみの出し方・仕分け方 中央市(田富・玉穂地区)

リサイクル品	アルミ缶	スチール缶	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・中を空にして水洗いする。 ・たばこの吸殻などの異物はいれない。 ・ペットボトルのラベル、ふたはその他プラスチックへ出す。また、缶類のふた等は燃えないごみに出す。 ・汚れの落ちないものは燃えるごみ、燃えないごみに分けて出す。 	自治会の リサイクル置場 <small>自治会で回収されたリサイクル品は回収量1kg当り5円の有価物回収報奨金が自治会に支払われます。</small> 24時間リサイクルステーション	
	このマークのあるもの	このマークのあるもの	このマークのあるもの			
	びん類	茶色びん 無色びん その他びん	<ul style="list-style-type: none"> ・中を空にして水洗いする。 ・金属製のキャップは燃えないごみ ・プラスチック製はプラマークを確認しその他プラスチックに出す。 ・たばこの吸殻などの異物はいれない。 ・焼肉のたれのびんなど汚れが取れないもの、薬びん、化粧品のびんは出せません。 ・びんは色ごとに分ける。 			
	その他プラスチック	このマークのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・パック・カップ類、プラスチック製ボトル、ポリ袋・ラップ類、トレイ類 〔緩衝材類、包装用発泡スチロール、卵パックなど〕 ・中は使いきり、空にする。 ・水洗いして、汚れがないものだけ。 ・汚れの取れないものは燃えるごみに出す。 ・プラマークの無いプラスチック製品は出せません。 			
	紙類	新聞本(雑誌、単行本、辞書など) チラシ ダンボール 紙パック ミックス紙	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・本(雑誌、単行本、辞書など)・チラシ・ダンボール・紙パックは必ず別々にしてひもで十文字にしっかり縛ること。 ・新聞も紙袋に入れず、必ずひもで縛る。 ・紙パックは洗って乾かして、ひもで縛る。 ・上記以外の紙はミックス紙として出す。 ・ミックス紙は紙袋、封筒等に入れて、口をテープやホチキスで閉じて出す。 ・ティッシュ、ステッカー、汚れた紙などは出せません。 			
	使用済小型家電	家庭で使用する電池、AC電源で駆動する小型家電				庁舎の回収ボックス
	インクカートリッジ	全メーカー対応しています。				24時間リサイクルステーション 庁舎の回収ボックス
	廃食油	<ul style="list-style-type: none"> ・植物油で菜種油・大豆油・コーン油・ごま油・紅花油・ひまわり油・サラダ油等常温で液体のもの。 ・牛脂・ラード等の動物油、パーム油、やし油等で固体のもの、鉱物油(エンジンオイル等)は出せません。 				24時間リサイクルステーション
	有害ごみ	蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝材、ダンボール包装等は必ず取って出してください。 ・割れたもの、蛍光灯以外の電球、LEDは出せません。 			
	乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池・ボタン電池など ・自動車、バイク用バッテリーは出せません。 				
一般ごみ	燃える	<ul style="list-style-type: none"> 〔生ごみ、紙おむつ、汚れた紙類、衣類、革・ゴム製品〕 〔木製品、プラマークの無いプラスチック製品など〕 ・紙おむつは汚物を取り除く。 ・生ごみは水切りを十分行うこと。 ・ロープやホースなど長いものは50cm以内に切断すること。 ・燃えるごみの指定袋に入れて出す。 		自治会の収集庫		
	燃えない	<ul style="list-style-type: none"> 〔せともの、ガラス、化粧びん、汚れた缶(ふた)、なべ〕 〔スプレー缶、鏡、カミソリ、植木鉢、電球、ナイフ、針など〕 ・金属製品、ガラス製品、磁器製品で必ず燃えないごみの指定袋に入れて出す。 ・家電製品のコードは50cm以内に切断して出す。 ・スプレー缶は中身を使い切って、火の気のない事を確認し風通しの良い屋外で2箇所以上穴を開けてガス抜きをする。 		自治会の収集庫		
粗大ごみ	燃える		燃えない		自治会の粗大ごみ置場 <small>中巨摩地区広域事務組合清掃センターへ個人搬入する事も出来ます。詳細については中央市のホームページまたは電話にてご確認ください。</small>	
	<ul style="list-style-type: none"> 〔木製家具類(タンス、こたつ、机、食器棚本棚、テーブルなど)寝具類(布団、毛布じゅうたん、カーペットなど)〕 ・大きいものは解体、切断する。 ・剪定枝等は長さ1m、直径10cm以内にする。 ・指定のごみ袋に入らない大きなごみだけ(袋に入るものは必ず一般ごみとして出す。) ・燃えるもの、燃えないものを必ず分別して出す。 ・家具など複合素材製品は金属類やガラスを取り外して出す。 		<ul style="list-style-type: none"> 〔自転車、一輪車、ゴルフクラブ、スキー・スノーボードの板、ストック、電気毛布、電気カーペット、スチール机・棚〕 〔ベットのマットレスなど〕 ・大きいものは解体、切断する。 ・コード、ひも類は50cm以内に切断して一般ごみに出す。 			
出せないもの	自分で処理業者に依頼するもの		家電リサイクル対象品目			
	事業系のごみ・風呂おけ・ボイラー・便器・温水器・モーター ドラム缶・消火器・タイヤ・バッテリー・バイク及び部品・廃材 がれき・コンクリートブロック・瓦・金属製楽器・ピアノ・オルガン 農機具・農薬・農業用資材・農業用ビニール・医療廃棄物・薬品 ガスボンベ・機械油、塗料などが入った缶・洗面台・建築廃材 など		『家電リサイクル法』により不用になったテレビ、エアコン 冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を処分する 時はリサイクル料などの費用を負担して家電小売店 や指定取引業者に引き渡さなければなりません。			